

徳島県告示第五十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年一月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者			指定自立支援医療を行う薬局		担当する 医療の種類	変更 年月日
名称	所在地	旧 新				
有限会社三谷薬局	徳島市幸町三丁目三七	三谷調剤薬局	三谷薬局	徳島市南内町二丁目七	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和五年十一 月一日